

鹿児島市・霧島市・始良市・出水市・西之表市・奄美市・中種子町・南種子町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町の方

※事務局記載欄

申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）

書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、□にチェック✓を入れて、この様式が申請書類の先頭にくるように並べてください。（提出するものにもみ口をチェック✓を入れてください。）

- 1 申請書類送付状（申請者によるチェックシート）（様式1）
※ このチェックシートも必ず提出してください。
- 2 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金申請書（様式2）
※ 令和3年5月以降の時短要請に係る協力金を申請された方は、同じ口座を記入してください（同じ口座を間違いなく申請された方は、振込先口座通帳の写しの提出を省略できます。）
※ 「様式2」中、別紙については、店舗毎に必要です。用紙が不足する場合は、必要枚数コピーしてください。

！ ご注意ください ！

- ① 店舗毎の申請様式は2種類あります。
「様式2の『要請対象施設の店舗』と「様式2別紙」は、措置区域（鹿児島市・霧島市・始良市）と措置区域以外の2種類に分かれています。（協力金の金額が異なるためです。）店舗毎に該当する様式を使用してください。
- ② 先渡給付額について
「様式2の『1申請者』下部の＜申請額＞支給申請額（合計）の欄については、先渡給付額を控除せずに全額を記入してください。事務局で先渡給付額を確認のうえ、支給申請額（合計）から先渡給付額を差し引いた額を支給いたします。
- ③ 先渡給付を申請した方は、売上高方式で提出してください。

- 3 振込先口座通帳の写し（申請者本人名義）

令和3年5月以降の時短要請に係る協力金を申請された方で、同じ口座を間違いなく記入された方は、振込先口座通帳の写しの提出を省略できます。

※ A4指定用紙（別紙の①、②）に貼り付けてください。

- 4 本人確認書類の写し

令和3年5月以降の時短要請に係る協力金を申請された方は、本人確認書類の写しの提出を省略できます。（変更がない方に限ります。）

※ A4指定用紙（別紙の③）に貼り付けてください。

- 5 営業実態が確認できる書類の写し（確定申告書等）

令和3年5月以降の時短要請に係る協力金を申請された方で、同じ店舗を申請された場合、当該店舗の営業実態が確認できる書類の提出を省略できます。

- 6 要請対象施設の店舗の写真（店舗毎）

令和3年5月以降の時短要請に係る協力金を申請された方で、同じ店舗を申請された場合、当該店舗の外観と内観がわかる写真の提出を省略できます。

※ A4指定用紙（別紙の④）に貼り付けてください。

※ 2店舗目以降の写真は、（別紙の④）を必要枚数コピーし、貼り付けてください。

(要請期間：8月20日～9月12日)

14市町

受付番号

鹿児島市・霧島市・始良市・出水市・西之表市・奄美市・中種子町・南種子町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町の方

※事務局記載欄

- 7 営業に必要な許可証等を取得していることがわかる書類の写し (店舗毎)

令和3年5月以降の時短要請に係る協力金を申請された方で、同じ店舗を申請された場合、当該店舗の営業許可証の有効期間が今回の要請期間(令和3年8月20日(金)～令和3年9月12日(日))を含んでいる場合は、営業許可証の提出を省略できます。

- 8 営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類(写しで可)、その写真
※ A4指定用紙(別紙の⑤)に貼り付けたもの (店舗毎)
※ 2店舗目以降の書類は、(別紙の⑤)を必要枚数コピーし、貼り付けてください。
9 誓約書(様式3) ※ 必ず、自筆で署名してください。
10 同意書(様式4) ※ 必ず、自筆で署名してください。
11 理由書(様式5) 【申請書と営業許可証の内容が異なる方は提出してください】

7 営業に必要な許可を取得していることがわかる書類の写し(店舗毎)を省略された方は、理由書の提出を省略できます。

- 12 売上高が確認できる書類(店舗毎)
【「売上高方式」を用いた方で、協力金の額が、申請する店舗の全てについて、下限額(措置区域については72万円、措置区域以外については60万円)の中小企業者は、提出を省略できます】
※ 申請要領を確認し、必要な書類を提出してください。

[申請者] 住所 _____

名称及び代表者職・氏名
(個人の場合は氏名) _____

担当者名 _____
電話番号 _____
携帯電話番号 _____
FAX _____